平成２２年（フ）第９３号
静岡市清水区草薙１丁目25番30号　エルンテ天皇原Ｂ－３
債務者　中村　宏司
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後３時40分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４号
秋田県仙北市田沢湖生保内字田向108番地２
債務者　三浦　信弥
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第４２号
長野県北佐久郡立科町大字芦田3253番地３
債務者　山木ロゼンダことＹＡＭＡＫＩ　ＲＯＳＥＮＤＡ　ＬＩＳＩＮＧこと　山木リシン，ロセンダ
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第３５０号
岡山市北区春日町３番18号
債務者　伊原　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１５０号
埼玉県さいたま市南区内谷７丁目５－２
債務者　村松　廣美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１５１号
埼玉県さいたま市南区内谷７丁目５－２
債務者　前田　里弥
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１５２号
神奈川県川崎市宮前区犬蔵３丁目13－１－202
債務者　礒田　敬章
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２００号
東京都港区芝浦４丁目13―３―707
債務者　篠塚　孝子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２１７号
東京都江東区辰巳１丁目２－９―1009
債務者　太田順子こと　宋　　順禮
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２２１号
東京都墨田区押上３丁目18―７―101
債務者　濱山　貴彦
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２４３号
東京都杉並区下井草５丁目11―４―402
債務者　櫻井　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２４４号
東京都目黒区緑が丘２丁目18―４―103
債務者　小山　功貴
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２８０号
東京都杉並区善福寺２丁目30―11　ハイツおその井２号棟232
債務者　浜田莉咲子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２４号
横浜市旭区上白根３丁目31番１―103号
債務者　遠藤　　忍
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０４号
東京都東村山市恩多町３丁目36番地28市川マンション102
債務者　中村美枝子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部